



青葉区公告 第 81 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 6 月 12 日

横浜市青葉区長 中島 隆雄



送達を受けるべき者の氏名又は名称	ルイ・イーグル株式会社 外11名
送達する書類名	令和7年度賦課 令和7年度課税 固定資産税（償却資産） 4期 督促状 令和8年度賦課 令和7年度課税 市民税・県民税・森林環境税 4随 督促状 令和8年度賦課 令和8年度課税 固定資産税・都市計画税 1期 督促状
<p>(注意)</p> <p>地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。</p>	

